

保護者様

京都市立朱雀中学校
校長 中川 潔

台風や地震等自然災害による非常措置についてのお知らせ

本校においては、台風により**京都市**（※テレビ・ラジオにおいては、「京都南部」又は「京都・亀岡」地域と報道される場合があります）に「**特別警報**（※大雨，暴風など6種類）」または「**暴風警報**」が発令された場合や、校区内の学区で**避難指示**が発令された場合、また**京都市**においては**震度5弱以上の地震**があった場合には、下記のような措置を取りますので、テレビ，ラジオ，インターネット等の情報に注意してください。

記

1 特別警報について

- （1）登校前に発令された場合は、「特別警報」が解除されるまでは、命を守る行動を取ることを優先し、登校を見合わせ、自宅待機させてください。
- （2）「特別警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。

・午前0時までに解除された場合	5校時(午後1時30分)から始業(給食は中止)
・午前0時現在、特別警報発令中の場合	臨時休業

2 暴風警報について

- （1）登校前に発令された場合、「暴風警報」が解除されるまでは、登校を見合わせ、自宅待機させてください。
- （2）「暴風警報」が解除された場合、については、以下の措置を取ります。

・午前 7時までに解除になった場合	……平常授業
・午前 9時までに解除になった場合	……3校時(午前10時50分)から始業
・午前11時までに解除になった場合	……5校時(午後1時30分)から始業(給食中止)
・午前11時現在、警報発令中の場合	……臨時休業

3 避難指示について

校区内の学区(朱雀第四・朱雀第五・朱雀第七)に水害の避難指示等が発令された場合は暴風警報が発令された場合と同じになります。

4 在学中に特別警報・暴風警報が発令された場合、もしくは避難指示が発令された場合について

在学中に発令された場合は、直ちに臨時休業といたします。ただし、気象状況、下校の安全が確認されるまで、学校に留め置くことといたしますが、不測の事態においては、保護者と連絡がとれる、あるいは保護者または保護者に準じる方の迎えがあるまでは、学校にて留め置くことといたします。

5 地震震度5弱以上の地震について

○登校前に発生した場合

- （1）震度5弱以上の地震が発生した時は、**次の登校日を臨時休業**とします。
※下校後、**深夜0時までに発生した場合は翌日を臨時休業に**、**深夜0時以降、登校までに発生した場合は、当日を臨時休業**にします。
※休業日、休業前日に発生した場合は、原則として休業明けの登校を臨時休業としますが、安全が確認でき、授業を実施する場合は、学校から連絡します。
- （2）臨時休業とした場合、登校の再開日は、学校及び近隣の被災状況を確認のうえ、改めて学校から連絡します。
- （3）学校からの連絡は、学校ホームページ、PTA 学校メールでご連絡します。

○在校中に発生した場合

下校の安全が確認できるまで、学校に留め置き、保護者または保護者に準じる方の迎えがあるまでは、学校にて留め置くことといたします。

以上の内容について、ご家庭でもお子様にご指導いただきますようお願いいたします。